号）の施行に伴い、スポーツ振興投票の実施等に関する法律（平成十年法律第六十三号）第十三条及び第四十条第一項第二号並びに独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成十四年法律第百六十二号）附則第八条の六第七項の規定に基づき、この政令を制定する。

（スポーツ振興投票の実施等に関する法律施行令の一部改正）

第一条　スポーツ振興投票の実施等に関する法律施行令（平成十年政令第三百六十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「一億円」を「二億五千万円」に、「二億円」を「五億円」を超えない範囲内で独立行政法人日本スポーツ振興センターが定める金額」に改める。

本則に次の一条を加える。

（法第四十条第一項第二号の政令で定める業務）

第五条　法第四十条第一項第二号の政令で定める業務は、次に掲げる業務とする。

一　特定対象試合を開催すること。

二　特定対象試合に係るサッカーチームの選手、監督及びコーチ並びに特定対象試合の審判員について法第十条第三項第三号に規定する登録及び当該登録の抹消を行うこと。

三　特定対象試合の競技規則を定めること。

（独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令の一部改正）

第二条　独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令（平成十五年政令第三百六十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項、第二項及び第四項並びに第三条第一項及び第四項中「第十五条第一項第六号」を「第十五条第一項第七号」に改める。

第四条第二項中「第十五条第一項第六号」を「第十五条第一項第七号」に、「同項」を「前項」に改める。

附則第八条から第二十五条までを削り、附則第七条を附則第十七条とし、附則第六条を附則第十六条とし、附則第五条の次に次の十条を加える。

（センター債券の形式）

第六条　日本スポーツ振興センター債券（以下「センター債券」という。）は、無記名利札付きとする。

（センター債券の発行の方法）

第七条　センター債券の発行は、募集の方法による。

（センター債券申込証）

第八条　センター債券の募集に応じようとする者は、日本スポーツ振興センター債券申込証（以下「センター債券申込証」という。）にその引き受けようとするセンター債券の数及び住所を記載し、これに署名し、又は記名押印しなければならない。

2　社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「社債等振替法」という。）の規定の適用があるセンター債券（次条第二項において「振替センター債券」という。）の募集に応じようとする者は、前項の記載事項のほか、自己のために開設された当該センター債券の振替を行うための口座（同条第二項において「振替口座」という。）をセンター債券申込証に記載しなければならない。

3　センター債券申込証は、センターが作成し、これに次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　センター債券の名称

二　センター債券の総額

三　各センター債券の金額

四　センター債券の利率

五　センター債券の償還の方法及び期限

六　利息の支払の方法及び期限

七　センター債券の発行の価額

八　社債等振替法の規定の適用があるときは、その旨

九　社債等振替法の規定の適用がないときは、無記名式である旨

十　応募額がセンター債券の総額を超える場合の措置

十一　募集又は管理の委託を受けた会社があるときは、その商号

（センター債券の引受け）

第九条　前条の規定は、政府若しくは地方公共団体がセンター債券を引き受ける場合又はセンター債券の募集の委託を受けた会社が自らセンター債券を引き受ける場合においては、その引き受ける部分については、適用しない。

2　前項の場合において、振替センター債券を引き受ける政府若しくは地方公共団体又は振替センター債券の募集の委託を受けた会社は、その引受けの際に、振替口座をセンターに示さなければならない。

（センター債券の成立の特則）

第十条　センター債券の応募総額がセンター債券の総額に達しないときでもセンター債券を成立させる旨をセンター債券申込証に記載したときは、その応募額をもってセンター債券の総額とする。

（センター債券の払込み）

第十一条　センター債券の募集が完了したときは、センターは、遅滞なく、各センター債券についてその全額の払込みをさせなければならない。

（債券の発行）

第十二条　センターは、前条の払込みがあったときは、遅滞なく、債券を発行しなければならない。ただし、センター債券につき社債等振替法の規定の適用があるときは、この限りでない。

2　各債券には、附則第八条第三項第一号から第六号まで、第九号及び第十一号に掲げる事項並びに番号を記載し、センターの理事長がこれに記名押印しなければならない。

（センター債券原簿）

第十三条　センターは、主たる事務所に日本スポーツ振興センター債券原簿（次項において「センター債券原簿」という。）を備えて置かなければならない。

2　センター債券原簿には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　センター債券の発行の年月日

二　センター債券の数（社債等振替法の規定の適用がないときは、センター債券の数及び番号）

三　附則第八条第三項第一号から第六号まで、第八号及び第十一号に掲げる事項

四　元利金の支払に関する事項

（利札が欠けている場合）

第十四条　センター債券を償還する場合において、欠けている利札があるときは、これに相当する金額を償還額から控除する。ただし、既に支払期が到来した利札については、この限りでない。

2　前項の利札の所持人がこれと引換えに控除金額の支払を請求したときは、センターは、これに応じなければならない。

（センター債券の発行の認可）

第十五条　センターは、法附則第八条の六第一項の規定によりセンター債券の発行の認可を受けようとするときは、センター債券の募集の日の二十日前までに次に掲げる事項を記載した申請書を文部科学大臣に提出しなければならない。

一　センター債券の発行を必要とする理由

二　附則第八条第三項第一号から第八号までに掲げる事項

三　センター債券の募集の方法

四　センター債券の発行に要する費用の概算額

五　第二号に掲げるもののほか、債券に記載しようとする事項

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　作成しようとするセンター債券申込証

二　センター債券の発行により調達する資金の使途を記載した書面

三　センター債券の引受けの見込みを記載した書面

附　則

（施行期日）

1　この政令は、スポーツ振興投票の実施等に関する法律及び独立行政法人日本スポーツ振興センター法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十五年十月十八日）から施行する。

（経過措置）

2　第一条の規定による改正後のスポーツ振興投票の実施等に関する法律施行令第二条第一号の規定は、この政令の施行の日以後にされるスポーツ振興投票の実施等に関する法律第七条第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定による公示に係るスポーツ振興投票について適用し、この政令の施行の日前にされた同条第二項の規定による公示に係るスポーツ振興投票については、なお従前の例による。

文部科学大臣　下村　博文

内閣総理大臣　安倍　晋三